

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次とおり公表する。

平成22年6月16日

南三陸町監査委員 田 村 章

南三陸町監査委員 後 藤 清 喜

第1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 田 村 章

南三陸町監査委員 後 藤 清 喜

第2 監査の概要

(1) 監査執行期日及び対象施設等

ア 監査委員監査

| 執行期日 | 対象施設 | 説明者等 | 立会者 |
|----------------|--------|------------|-----------------|
| 平成22年 5月26日 | 志津川小学校 | 校長・教頭・事務職員 | 教育総務課長・総務管理係長 |
| | 入谷小学校 | 校長・教頭・事務職員 | 教育総務課長・総務管理係長 |
| | 伊里前保育所 | 所長・主任保育士 | 保健福祉課長・こども家庭係職員 |
| | 荒砥保育園 | 園長・主任保育士 | 保健福祉課長・こども家庭係職員 |
| 平成22年 5月27日 | 伊里前小学校 | 校長・事務職員 | 教育総務課長・課長補佐 |
| | 歌津中学校 | 校長・事務職員 | 教育総務課長・課長補佐 |

イ 監査予備調査等

| 執行期日 | 監査対象項目 |
|-----------------|----------------------------------|
| 5月17日 ～5月24日 | a 備品購入関係書類(抽出:7件) b 備品台帳(49冊) |

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

- ① 学校及び保育所(園)(以下「学校等」)における平成21年度に購入した備品並びに過年度(平成20年度以前)に購入した備品(抽出)の管理保管状況
- ② 備品購入に係る事務手続
- ③ 学校等における施設管理の状況

(3) 監査の実施方法

ア 事前手続

- ① 南三陸町監査基準に基づく関係資料の提出を求めるとともに、事務事業に関する関係書類の提出を求めた。
 - a 南三陸町監査基準に基づく関係資料
 - i) 備品購入内訳表(様式第15号)
 - b 事務事業に関する書類等
 - i) 備品台帳
 - ii) 備品購入手続に係る関係書類

イ 実施手続

① 予備調査

- a 備品購入内訳表及び備品台帳について支出命令票との照合による予備調査を行った。
- b 備品購入に係る関係書類（抽出）によって、事務手続の状況を確認した。

② 監査委員監査

- a 学校長、保育所（園）長から施設経営状況等について、聴取した。
- b 平成21年度に購入された備品を対象に、利用状況、保管状況について確認した。
- c 抽出した過年度購入備品を対象に、利用状況、保管状況について確認した。
- d 学校等の施設管理の状況等について、施設内を巡回し確認した。

(4) 監査の着眼点

- ア 備品購入に係る事務手続は、適正に行われているか
- イ 平成21年度購入備品の管理、保管は、適正になされているか
- ウ 過年度購入備品の管理状況は、適正か
- エ 備品は、効率的かつ有効的に活用されているか
- オ 施設管理は、適正に行われているか

第3 監査の結果

(1) 備品購入に係る事務手続について

対象施設より備品購入関係書類の提出を求め、事務手続の確認を行ったが、契約等の購入手続は、町財務規則等に基づき、概ね適正な事務処理が行われているものと認められた。

(2) 備品の管理保管状況について

平成21年度購入備品、過年度購入備品（抽出）に係る管理保管状況、利用状況及び台帳整備状況については、概ね良好と認められた。

(3) 施設管理の状況について

各学校、保育所（園）とも、施設管理は適切になされているものと認められた。

第4 結び

今回の監査においては、学校、保育所（園）における備品の管理状況及び施設管理の状況の確認等を主眼として実施したものである。

監査の結果に記載のとおり、備品の管理状況及び備品購入に係る事務手続等については概ね良好、施設の管理状況については適切になされているものと認められた。

学校、保育所（園）における備品は、その種類、数量が多いことから管理には労を要するが、貴重な財産であり、日ごろの照合等による備品台帳整理、状況把握、また、適切な修理等維持管理を行うことにより、当該備品の目的にあった活用が図られるものである。

今後も、予算の効果的な執行や施設等の適正管理に意を用いられるとともに、備品、施設等の一層の有効活用を望み、結びとする。